

社会福祉法人こうほうえんに対する 品川区貸付金交付要綱

制定 平成19年9月10日区長決定
要綱第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人こうほうえん(以下「こうほうえん」という。)が実施する高齢者福祉施設整備事業に要する経費の貸付について必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類および貸付額等)

第2条 貸付の種類、貸付額、貸付利子および償還方法は、別表のとおりとする。

(貸付申込)

第3条 こうほうえんは、この要綱により貸付を受けようとするときは、区長と事前協議を行い、借入申込書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 工事費等の支払計画書
- (2) 事業の進捗状況等報告書

(証書貸付)

第4条 区長は、前条の申込について貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けを決定し金銭消費貸借契約証書(第2号様式)を相互に取り交わし、貸付けを実施する。

(損害金)

第5条 こうほうえんは、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から現実に償還のあった日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき、年14.6パーセントの割合を乗じて計算(1年を365日として日割計算する。)した損害金を区長に支払わなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月10日から施行する。

別表(第2条関係)

貸付の種類、貸付額、貸付利子および償還方法

貸付の種類	貸付額	貸付利子	償還方法
高齢者向け優良賃貸 住宅建設	区長が定める額	無利子	その都度契約で定める。
高齢者向け優良賃貸 住宅設備整備	区長が定める額	無利子	その都度契約で定める。

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

品川区長 あて

社会福祉法人 こうほうえん
理事長

借入申込書

社会福祉法人こうほうえんに対する品川区貸付金交付要綱に基づき、貸付けを受けたく関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

1. 貸付けを受けようとする日 年 月 日

2. 貸付けを受けようとする額 円
内訳

貸付の種類	貸付額
高齢者向け優良賃貸住宅建設資金	円
高齢者向け優良賃貸住宅設備整備資金	円

3. 添付書類 (1) 工事費等の支払計画書
(2) 事業の進捗状況等報告書

第2号様式（第4条関係）



金銭消費貸借契約証書

（社会福祉法人こうほうえん貸付用）

品川区（以下「甲」という。）は、「社会福祉法人こうほうえんに対する品川区貸付金交付要綱」に基づき、社会福祉法人こうほうえん（以下「乙」という。）に対し、高齢者福祉施設整備事業等に要する経費について第2条の金額を貸付け、乙はこれを受領した。

（使途事業）

第1条 乙は、この契約による借入金を高齢者福祉施設整備事業等の用途のみに使用する。

（貸付額および貸付の種類）

第2条 甲が乙に貸付ける額は、金 円とし、内訳は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| (1) 高齢者向け優良賃貸住宅建設資金 | 金 | 円 |
| (2) 高齢者向け優良賃貸住宅設備整備資金 | 金 | 円 |

（貸付の利子）

第3条 前条に定める貸付の利率は無利子とする。

（元本の返済方法）

第4条 別表のとおりとし、甲が発行する納入通知書により返済する。

（届出事項）

第5条 乙の名称、所在その他の事項につき変更があったときは、直ちに書面により甲に届出る。

（報告事項）

第6条 乙は、次の第1号および第2号に掲げる事項については甲が請求したときに、第3号に掲げる事項については事態発生後遅滞無く、甲の指示する方法に従って甲に報告する。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 毎会計年度の決算報告および実績報告書
- (3) その他、業務上の重大な事態

（期限の利益の喪失）

第7条 乙につき、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合に甲が請求したときは、乙は期限の利益を失い、直ちにこの契約に基づく債務の全額を弁済しなければならない。

- (1) 貸付金を他の用途に使用したとき。
- (2) 支払いの停止または合併、破産もしくは解散の申立があったとき。
- (3) 前号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(費用の負担)

第8条 乙は、この証書の作成、その他この契約に関する一切の費用を負担する。

(損害金)

第9条 乙は、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から現実に償還のあった日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき、年14.6パーセントの割合を乗じて計算（1年を365日として日割計算する。）した損害金を甲に支払わなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第10条 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

甲と乙は、この契約を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

別表(第4条関係)

貸付の種類および償還方法

貸付の種類	元本の返済
高齢者向け優良賃貸住宅建設資金	
高齢者向け優良賃貸住宅設備整備資金	